

### (3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法51②③⑤）。

	添付書類	様式	部数	参照ページ
①	認定の有効期間の更新の申請書	第18号	1	P101～P102
②	認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注1）	任意	2	P65～P99
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

(注1) 更新に係る認定の基準についてはP24～P36を、欠格事由についてはP37～P38をご覧ください。

(注) 申請書及び添付書類については、P101～P104、P65～P99をご覧ください。  
認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間、事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

(注) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

(注) 上記②、③に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。